掛川市条例第２７号

掛川市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年７月４日

掛川市長

（別紙）

掛川市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

掛川市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
第２条　実費弁償は、次に掲げる者に支給する。 (1)・(2)　（略） (3) 法第109条第４項及び第５項（法第109条の２第４項又は第110条第４項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者又は参考人として出席した者 (4)～(7)　（略）	第２条　実費弁償は、次に掲げる者に支給する。 (1)・(2)　（略） (3) 法第115条の２（法第109条第５項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者又は参考人として出席した者 (4)～(7)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。